

2019年3月29日
北海道電力株式会社

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

当社は、「泊発電所原子力事業者防災業務計画[※]」を修正し、本日、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いましたのでお知らせします。

今回の修正は、原子力災害対策指針で定める緊急事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）に関する追記・修正等によるものであり、主な修正内容は添付資料のとおりです。

なお、「泊発電所原子力事業者防災業務計画」は、当社ホームページおよび本店1階「原子力ふれあいコーナー」ならびに原子力PRセンター（とまりん館）「原子力情報公開コーナー」でご覧いただけます。

※「泊発電所原子力事業者防災業務計画」は、原子力災害対策特別措置法に基づき毎年検討を加え、必要があると認められる場合は、あらかじめ北海道知事および泊村長と協議の上、修正を行い、内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届け出ることが義務付けられています。

【添付資料】「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

以 上

「泊発電所原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容について

項 目	修 正 内 容
EALに関する追記・修正	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」改正に伴う語句の修正 ・EAL適用号機の追記 ・記載の適正化等による修正
平成30年4月泊発電所原子力事業者防災業務計画読み替え内容の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・当社組織名称（役職、施設名称を含む。）の変更に伴う読み替え内容の反映
北海道地域防災計画（原子力防災計画編：平成30年5月修正、原子力防災計画資料編：平成30年7月修正）との整合	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道へ貸与する資機材名称の修正
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力緊急事態支援組織保有資機材数量の最新化に伴う修正 ・用語定義の修正（他原子力事業者の表現との整合） ・記載の適正化による修正等

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について定める。
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、関係地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放出放射線量評価など応急措置の実施、非常配備体制発令時の防災センターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について定める。
第4章 原子力災害事後対策の実施	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について定める。
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事象	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	原災法第10条第1項	1,2,3号機への適用要否	EAL No.	原災法第15条第1項	1,2,3号機への適用要否
—	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○
—	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○
—	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○
—	—	—	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○
AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	×	—	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能	×
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×
AL25	全交流電源喪失のおそれ	×	SE25	全交流電源の30分間以上喪失	×	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	×
—	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×
—	—	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	×
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○
—	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×
AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	×	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性	×
—	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	×	—	—	—
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	×
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	—	—	—
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	×	—	—	—
—	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○
—	外的事象による影響(地震)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(津波)	○	—	—	—	—	—	—
—	重要な故障等(オンサイト総括判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(設計基準超過)	×	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(委員長判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○
—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる